

2026年1月28日

サステナビリティ基準委員会 御中

日本証券業協会

サステナビリティ基準委員会
「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に対するコメント

日本証券業協会（以下「本協会」という。）は、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）が2025年12月15日に公表された以下の公開草案（以下「本公開草案」という。）に対し、コメントの機会を得られたことに感謝致します。

- ・ サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第3号「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
- ・ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第4号「一般開示基準（案）」
- ・ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第5号「気候関連開示基準（案）」

本協会では、会員証券会社が資本市場における仲介機能及び市場のゲートキーパーとしての役割を担っていることから、本公開草案に対して、作成者及び利用者の両方の立場を考慮した上で検討を行いました。今後の基準開発にあたりご考慮頂きますようお願い致します。

質問 1

次の事項を含む、本公開草案の公表にあたっての方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- ・ 機能的に整合していることを維持するため、原則として 2025 年公表の IFRS S2 号の修正に含まれる要求事項を取り入れること

本公開草案の方針は、SSBJ のサステナビリティ開示ユニバーサル基準 BC19 項(1)に基づく提案であり、同意する。

質問 2

本公開草案での主な提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案のうち、証券会社の業務に関わるスコープ 3 カテゴリー15 の温室効果ガス排出の測定及び開示の義務を投融資にかかるファイナンスド・エミッションに限定することに賛成する。

証券会社は有価証券の引受業務等を行っているが、ファシリテーションにかかる排出（Facilitated emissions）の考え方は、企業及び投資家のコンセンサスとして資本市場に十分浸透していないと認識している¹。また、証券会社が行うその他の様々な金融活動（デリバティブ取引や M&A アドバイザリー業務を含む）は、SSBJ の気候関連開示基準が参照する「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」におけるスコープ 3 カテゴリー15 の温室効果ガス排出の任意の開示（オプション）に該当する可能性があるが、それらに関する排出については算定手法が未だ確立しておらず、これらの取引が温室効果ガス排出の活動と如何なる繋がりを持つか資本市場において十分議論されていないと認識している。各国が ISSB 基準と整合する開示基準の策定を進め、企業が開示の導入途上にある中で、まずは投融資にかかるファイナンスド・エミッションの開示を優先すべきと考える。

質問 3

適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

上場企業が改正内容の早期適用を検討する可能性に配慮されており、同意する。

¹ ファシリテーションにかかる排出（Facilitated emissions）について、2024 年 3 月にバーゼル銀行監督委員会向けに提出した本協会の意見書では、資本市場業務が金融機関の健全性を脅かす移行リスクをもたらす可能性があることについての根拠が示されていないと述べた。

日本証券業協会 バーゼル銀行監督委員会市中協議文書「気候関連金融リスクの開示（市中協議文書）」に対する意見について
https://www.jsda.or.jp/about/teigen/iken/files/bcbs_climateriskdisclosure_jsdacomment_jp.pdf

なお、2025 年 6 月 13 日にバーゼル銀行監督委員会が公表した、各国が任意適用する気候関連財務リスクに関する開示のフレームワークでは、ファシリテーションにかかる排出（Facilitated emissions）の開示要求は削除された。

Basel Committee publishes framework for voluntary disclosure of climate-related financial risks
<https://www.bis.org/press/p250613.htm>

質問4

SSBJ 基準の初めての改正にあたって必要と考えられる変更の提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

改正内容の適用時期が明確化されており、同意する。

質問5

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。なお、本公開草案の定めに関するご意見の場合、適用基準改正案、一般基準改正案又は気候基準改正案のいずれに対するご意見なのか、また、どの項番号に関するご意見なのかを明確にご記載ください。

回答対象外

以上